

松崎町ふるさと納税「返礼品」提案募集要項

1 目的

ふるさと納税を活用したまちづくりの推進や産業振興を図り、松崎町ファンの増大につながるよう、本町への寄附者に対して贈呈する返礼品の提案募集を行う。

2 提案を募集する返礼品

(1) 要件

- ① 本町出身者には、ふるさとである松崎町を思い出し、懐かしんでいただけるような、また本町出身者以外の方に本町をPRし、松崎町への誘客に繋がるなど魅力的な商品であること。また、返礼品は、町内での滞在、体験を促すものも可とする。
- ② 第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条に定める返礼品の基準に適合するものとする。この場合において、「返礼品基準に適合するもの」とあるのは、次に掲げるもののいずれかに該当するものとする。

ア 町内で、返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの

イ 町内で、返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行っているもの

ウ 町市の広報目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの

エ 町内限定で提供されるサービス

オ 上記アからエに該当するものと関連性のあるものとを組み合わせ提供されるもの（ただし、上記アからエに該当するものが主要な部分を占めるものに限る。）

- ③ 返礼品は、「単品」、「詰合せ」どちらでも可とし、季節限定、期間限定又は数量限定でも可とする。
- ④ 滞在・体験を促す返礼品については、内容を明示すること。
- ⑤ 返礼品は受注後原則2週間以内に発送できるものとし、これを超える期間が必要な場合は提案時にその旨を明示すること。
- ⑥ 返礼品の登録に当たり、町が地場産品基準の確認のため必要と認める資料の提出を求めた場合は、これに応じること。
- ⑦ 食品を返礼品等として提供するに当たり、食品の産地名の適正な表示を確保するため、町が実地調査を含む調査を必要とする場合は、これに応じること。

(2) 返礼品の価格及び寄附金額の設定

- ① 返礼品等の提供価格は、物品の本体価格、消費税、梱包料、詰め合わせに係る手数料等必要経費を含めた金額を記載すること。（送料は含めない）
- ② 返礼品の発送は、原則提案者が行うものとし、発送日の調整など寄附者との連絡をとる必要が生じた場合の対応も、原則提案者で行うものとする。

- ③ 寄附金額については、返礼品の価格、送料その他必要経費を勘案し、町が設定するものとする。

3 提案者の要件

以下の要件をすべて満たす事業者であること。ただし、本町に関係する返礼品を取扱う事業者で、町長が認めた場合はこの限りではない。

- ① 本社又は当業務を扱うこととなる事業所のいずれかを町内に有する事業者又は松崎町に住所を有する者。
- ② 町税等の滞納がないこと。
- ③ 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

4 申込み方法・申込み先・申込み期間

様式1「松崎町ふるさと納税『返礼品』提案申込書」に必要事項を記入し、窓口提出、郵送、メール、FAXのいずれかの方法で提出する。申込みの受付は随時行うものとする。

5 選考

上記に照らし合わせたうえで、本町への寄附金に対する「返礼品」として適当と認められるか総合的に判断し、選考する。「返礼品」として認められた場合には、その旨を様式2「松崎町ふるさと納税『返礼品』登録通知書」により通知する。

6 費用負担について

- ① 返礼品代及び送料は、原則として本町が負担する。
- ② 寄附者からの商品の品質等のクレームにより返礼品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、原則として取扱事業者が負担する。
- ③ 寄附者不在により、返礼品の再配送に係る費用は、原則として取扱事業者が負担する。
- ④ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市町は一切負担しない。
- ⑤ 委託先事業者から取扱事業者への返礼品代の支払いにかかる振込手数料は取扱事業者が負担する。

7 届出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに松崎町役場企画観光課まで届出しなければならない。

- ① 返礼品の発送に遅延が生じたとき。
- ② 返礼品が販売中止又は終了のおそれが生じたとき。
- ③ 返礼品の品質及び発送過程で事故等の問題が生じたとき。

- ④ 返礼品の内容、価格、内容量、発送時期その他提案申込書の記載事項に変更が生じたとき。

8 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- ① 提案内容に虚偽があったとき。
- ② 返礼品及び提案者が松崎町ふるさと納税「返礼品」提案募集要項に定める要件を満たさなくなったとき。
- ③ その他町又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- ④ 諸事情により、本町が返礼品の取り扱いを中止すると判断したとき。

9 企業名等の掲載等について

- ① ふるさと納税専用サイトに返礼品の画像、名前及びPRコメントを掲載する。
- ② 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレット、手紙、その他商品に関する情報等を同封することができる。

10 留意事項

- ① 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令その他関係法令を遵守すること。
- ② 「返礼品」として決定した商品の掲載順は、町が決定する。
- ③ 提案者は、食品表示法、景品表示法その他関係法令を遵守するとともに、寄附者からの問い合わせ及び苦情等について誠実に対応するものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

問合せ先

〒410-3696 静岡県賀茂郡松崎町宮内301-1

松崎町役場企画観光課

電話番号0558-42-3964 FAX0558-42-3183

Mail: furusato@town.matsuzaki.lg.jp